

健康保険給付の支給申請において、公金受取口座の利用を希望する場合、
〇〇〇支給申請書とともに提出する。

(注) 本利用申出書の対象となる支給申請書は、「給付・請求に関する書式」欄のものです。

「保健事業に関する書式」欄の支給請求は、公金受取口座利用の対象外です。

記入例

公金受取口座の利用申出書

(被保険者情報)

	記号	番号	(フリガナ)	〇〇〇〇 〇〇〇〇
被保険者証	〇	〇〇〇	氏 名	〇〇 〇〇

(振込先指定口座) * 埋葬料の支給申請の場合

埋葬料

支給申請書にある「振込先指定口座」については、
「公金受取口座」を利用します。

- (注) 1. 本利用申出を行う場合、支給申請書の「振込先指定口座」欄は、記入しない。
(健保組合が、情報連携により、「公金受取口座」の口座情報を取得して振り込みます。)
2. 本利用申出が無い場合、健保組合は「振込先指定口座」欄に記載の口座へ給付金を振り込みます。
(この場合、健保組合が「公金受取口座」の口座情報を取得することはありません。)
3. 受取代理人を指定する場合は、公金受取口座は利用できません。
4. 公金受取口座の登録では、口座情報の反映に数日を要します。